



平成 20 年 1 月 17 日

株式会社ライフ

## 社会保険庁と契約 ～ 国民年金保険料のカード決済を開始～

ライフ（東京都千代田区、社長：磯野和幸）は、社会保険庁と契約し、2008 年 3 月分より国民年金保険料のクレジットカード決済を開始いたします。

これにより、国民年金保険料の支払方法の選択肢（いままでは口座振替または金融機関やコンビニエンスストアでの払込み、電子納付）にクレジットカード決済が追加され、ライフカード会員のより一層の利便性向上を図ることが可能となります。

国民年金保険料の支払いを希望する会員の方は、あらかじめ申込み手続きをしていただくことで、ライフカードによるお支払いができるようになります。毎月のお支払いはもちろん、1 年分支払い（前納）または半年分支払い（前納）についても決済が可能です。

クレジットカード決済のお申込は 2008 年 2 月 1 日より受付を開始し、お近くの社会保険事務所備え付けの申込用紙、もしくは社会保険庁ホームページからダウンロードした申込用紙に、必要事項をご記入のうえご提出いただく手続きとなります。

登録完了後はその他の利用分と一緒にご利用代金明細書で確認でき、ご指定の金融機関から引落しになるため家計管理が容易になると同時に、国民年金保険料のお支払い金額に応じて多彩な商品と交換できるライフのポイントプログラム「LIFE サンクスプレゼント」を活用することができます。

今後もライフは、各種公金分野におけるクレジットカード払いを推進し、会員の皆さまにご満足いただけるサービスの提供に努めてまいります。

この件に関するお問合せ先

株式会社ライフ 広報部

03 - 4503-5120